



新たな農地制度へ

那須町農業委員会

会長 浅川

巖

日頃から農業委員会活動に対し御理解と御協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、昨年は集中豪雨による被害、今年2月の風雪災害等、町内農業被害額6億7千万円に及ぶ災害が発生し、農作物、農業用施設に大きな被害を受けました。

農業農村は、農業従事者の減少、経営主の高齢化により、担い手不足、耕作放棄地の拡大等構造的課題を抱え、日本人の食への思いの多様化、消費変化が生産現場に大きな影響を及ぼしています。これらの諸課題に対処すべく、「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」で足腰の強い産業を目指す総合的な対策が打ち出され、新たな農業政策が始まります。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、産業政策と農業農村の有する多面的機能の維持を図る地域政策を一体とした

課題解決へ向けた取り組みが発表されました。

①産業政策として、担い手への農用地利用集積と集約化等加速化のため、農地中間管理機構を制度化し活用する。②経営所得安定対策の見直し等による改革では、米の直接支払交付金、米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止するとともに、意欲ある農業者が参加出来る仕組みにする。③水田フル活用と米政策の見直しについては、主食用米偏重ではなく、麦・大豆・飼料用米等、需要のある作物の生産を振興し、

意欲ある農業者自らの経営判断で作物を選択でき、行政による生産数量目標の配分に頼らず、需要に応じた主食用米生産が行われる。

④農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対し日本型直接支払制度を創設し、地域の共同管理施行になります。

今年26年は農政改革元年であり、

将来も多面的機能が十分に發揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減させるという構造改革が打ち出されました。今後10年で担い手に全農地の8割を集約し、効率的な営農体制を創ることを目指すことが骨子になっています。

特に農地中間管理機構の目的は、各市町における「人・農地プラン」の作成プロセス等において、信頼できる農地の中間的受け皿があることで、人・農地問題の解決を進めやすくなるとの意見を踏まえ整備されました。高齢で後継者がいない農地や地域内分散農地を機構が借り受け、担い手ごとの希望を踏まえ、農地が集約化するよう配慮して担い手に転貸することなどが可能となり、また、農業経営基盤強化促進法を一部改正し農地の売買事業を行うことができるようになりました。



農業委員会委員選挙

平成26年7月19日に任期満了となる町農業委員会委員の選挙が左記のとおり執行されることになりました。

- | | |
|------------|----------|
| ◆立候補届出日 | 7月1日(火) |
| ◆立候補予定者説明会 | 6月16日(月) |
| ◆投票日 | 6月24日(火) |
| ◆告示日 | 7月1日(火) |
| ◆投票日 | 7月6日(日) |